

介護新聞 2010 年 8 月 5 日

<介護福祉士取得 実務経験者の養成課程義務化を 3 年延期へ>

厚生労働省検討会中間まとめ 28 年 1 月国試から適用

一定要件で研修受講歴読み替えも

厚生労働省は「今後の介護人材養成の在り方に関する検討会」を 7 月 29 日開き、実務経験者が介護福祉士国家試験受験資格を取得するための養成課程義務化を 3 年延期する中間まとめ案を提示、同検討会は大筋で了承した。27 年度施行、28 年 1 月国試から適用される見通し。養成校卒業者への国試義務付けも同様に見直される予定だ。



4 回の議論と介護職員研修実態状況調査など行い、見直しの方向性をまとめた

19 年に改正された社会福祉士・介護福祉士法では、資質向上を目的に 25 年 1 月の介護福祉士国試から実務経験者に 6 カ月・600 時間（通信は 1 年）以上の養成課程を義務化。養成校の教育内容を充実して卒業者にも国試を義務付け、介護福祉士取得は一定の教育を経て国試を受験する形に一元化した。

しかし、介護人材不足の深刻化を受け同検討会を設置し、現状に合わせた養成課程の在り方を議論してきた。

介護福祉士取得までに何らかの研修が必要という考えは同検討会委員に共通しており、中間まとめでは実務経験者が身近な地域で無理なく効率的に受講できるよう、職能団体・事業者団体等一定の要件を満たす研修受講歴を 600 時間課程に読み替える仕組みを提言。

国や地方公共団体には現任介護職員が養成課程、研修を受講する際の学費負担軽減、受講によって事業者が新たな人手を必要とした場合の代替職員確保を支援するなど、「介護職員が研修に参加しやすい環境整備に努めるべき」と強調した。

養成課程義務化の 3 年延期に対し、委員から根拠を問う声、カリキュラム見直しに異論も出たが、同省は「約 15 万人の受験者に新たな養成課程を用意するのであれば、それなりの時間が必要。予定通りの施行に対応できない事業者、従事者が多い」と説明。

現在検討されている介護職員のたん吸引、経管栄養の医療的ケアを踏まえたカリキュラム見直し、施行時期を見直すには法改正が必要になることも理由に挙げ理解を求めた。

養成課程は同法で6カ月と規定されているため、カリキュラム見直しがこの期間で対応できなければ、併せて法改正しなければならない。

そのほか、従事者が働きながらステップアップできる研修体系へ、600時間課程、介護職員基礎研修、ホームヘルパー2級研修などの関係見直しも求めている。

同省は委員の意見を踏まえて一部内察を修正、近く中間まとめを公表する。今後、介護職員全体のキャリアラダー構築などを検討し、年内に最終報告をとりまとめる方針。